

I : 土壤汚染対策法に関する最近の動向

環境省 水・大気環境局
水環境課 土壤環境室

環境省水・大気環境局水環境課土壌環境室より、土壌汚染対策法に関する最近の動向について説明します。

<目 次>

1. 土壤汚染対策法に関する最近のトピック
2. 土壤汚染対策法の施行状況
3. お知らせ

まず、土壌汚染対策法に関する最近のトピックについて説明します。続いて、土壌汚染対策法の施行状況について説明し、最後に、自治体の皆様へお知らせをします。

1. 土壤汚染対策法に関する最近のトピック

まず、土壤汚染対策法に関する最近のトピックについて説明します。以降、単に「法」という場合は土壤汚染対策法を、単に「規則」という場合は土壤汚染対策法施行規則を指します。

1-1 土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(概要①)

・**一定規模以上の土地の形質の変更を行う際の事前届出における同意書添付**について、共有地等の**土地の所有者が非常に多数となる場合などに事業者や自治体の大きな負担**となることが明らかとなってきたことから、同意書添付に関する見直しを行い、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令を**令和4年3月24日に公布、同年7月1日に施行**した。

<概要>

一定規模以上の土地の形質の変更に関する届出における添付書類の変更

- ・土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合において、同意書の添付を必須とせず、**「登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」**を添付することとする。
- ・従前の同意書についても、土地の所有者等の所在が明らかとなる内容が記載されているのであれば、「当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」に該当することとして扱う運用を想定している。

※添付書類を「登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」とするのは、法第4条第3項の規定に基づく調査を必要とする場合に、あらかじめ土地の所有者等の所在を明らかとすることによって、都道府県等の円滑な調査命令発出を担保する必要があることによるものである。

まず、令和4年3月24日に公布、令和4年7月1日施行された改正省令が2件ございますので、ご紹介します。1件目は、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の改正です。

これまで法第4条第1項に基づく一定規模以上の土地の形質の変更を行う際の事前届出における同意書添付について、共有地等の土地の所有者が非常に多数となる場合などに事業者や自治体の大きな負担となることが明らかとなってきたことから、この度、同意書の添付を必須とせず、「登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」を添付することとする見直しを行いました。

なお、従前の同意書につきましても、土地の所有者等の所在が明らかとなる内容が記載されているのであれば、「当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」に該当することとして扱う運用を想定しております。

1-1 土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(概要②)

<土地の所有者等の所在が明らかとなる書面（一例）>

(土地の所有者)

- ・登記事項証明書
- ・土地の売買契約書
- ・土地の形質の変更の工事における請負契約書
- ・土地の形質の変更の工事における同意書

(土地の管理者又は占有者)

- ・公共施設の占有許可証

(登記事項証明書における土地の所有者が最新ではない場合)

- ・実際の土地の所有者による当該土地の固定資産税の支払いを証明する書類
- ・相続人であることを証する書類：戸籍謄本及び住民票の写し等

<公図の写し等の添付について>

- ・土地の所有者であることを証するために、登記事項証明書等と併せて公図の写しを添付することも想定される。公図の写しについては、紙媒体で発行された書類に限らず、登記所が保有する登記情報をWEBで確認可能な「登記情報提供サービス（※一般財団法人 民事法務協会提供）」を利用して取得した照会番号付きの電子ファイル等による当該情報の使用も想定される。

スライド上半分には、土地の所有者等の所在が明らかとなる書面の一例を示しています。

所有者等には所有者、管理者、占有者の3者が含まれ、所有者については、「登記事項証明書」、「土地の売買契約書」、「土地の形質の変更の工事における請負契約書」、「土地の形質の変更の工事における同意書」等が、管理者又は占有者については、「公共施設の占有許可証」等が想定されます。

また、死亡等により、登記事項証明書における土地の所有者が最新ではない場合には、「実際の土地の所有者による当該土地の固定資産税の支払いを証明する書類」や戸籍謄本及び住民票の写し等の「相続人であることを証する書類」の添付が想定されます。

スライド下半分には、土地の所有者等の所在が明らかとなる書面と併せて、公図の写し等を添付する場合における運用の一例を示しており、登記情報提供サービスで取得した情報の使用も想定しています。

1-2 汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令(概要①)

・汚染土壌処理業の変更の許可等に関する規定について、**処理の根幹に係らない設備の変更であって、その変更に伴って生活環境に対する影響が増大しない変更**も少なからず存在し、事業者や自治体の事務負担も少なくないことが明らかとなってきたことから、**軽微な変更として届出を認める範囲の見直し**を行い、汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令を令和4年3月24日に公布、同年7月1日に施行した。

<概要>

汚染土壌処理施設に関する軽微な変更の規定の変更

軽微な変更を、以下のいずれにも該当しない変更とする。

- ・汚染土壌処理施設の種類の変更
- ・汚染土壌処理施設の構造の変更であって、次に掲げるいずれかに該当するもの
 - ✓ 処理の根幹となる設備の変更（例：浄化等処理施設のうち、浄化を行うための施設にあっては浄化設備）
 - ✓ 悪臭の発散又は騒音若しくは振動の発生、排出水基準、排除基準又は排出口から大気に排出される大気有害物質の量に係る変更（当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が増大しないものを除く）
- ・汚染土壌処理施設の処理能力の増大
- ・汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の変更

2件目は、汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令の改正です。

法第23条第1項に基づく汚染土壌処理業の変更の許可等に関する規定について、処理の根幹に係らない設備の変更であって、その変更に伴って生活環境に対する影響が増大しない変更も少なからず存在し、事業者や自治体の事務負担も少なくなることが明らかとなってきたことから、軽微な変更として届出を認める範囲の見直しを行いました。

軽微な変更として認める範囲としては、スライド下半分の「概要」部分にお示ししているように、汚染土壌処理施設に関して、「種類の変更」や「処理の根幹に係る設備の変更等の構造の変更」等の限定列挙されたいずれの項目にも該当しない場合の変更としています。

1-2 汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令(概要②)

<改正前後の比較>

変更内容	改正前	改正後
汚染土壌処理施設の 種類	許可	許可
汚染土壌処理施設の 構造	許可	一部届出
汚染土壌処理施設の 処理能力	10%未満の減少の場合：届出	減少の場合：届出
汚染土壌の特定有害物質による 汚染状態	許可	許可

<変更届出の対象となる許可内容変更の具体例>

- ・保管設備に新たに屋根を設置
- ・汚染土壌の移送用ベルトコンベアにフードを設置
- ・排ガス処理設備を電気集じん機からバグフィルタに変更
(生活環境に対する影響が増大しないもの)

今回の改正により、要件を満たす場合には、汚染土壌処理施設に関する構造の変更や10%以上の処理能力の減少についても、変更許可手続ではなく、変更届出手続が認められるようになりました。

変更届出の対象となる許可内容変更の具体例としては、保管設備に新たに屋根を設置する場合や汚染土壌の移送用ベルトコンベアにフードを設置する場合、排ガス処理設備の電気集じん機からバグフィルタへの変更で生活環境に対する影響が増大しない場合などの汚染土壌処理施設の構造の変更が該当します。

これら2つの改正省令の施行にあたり、関連する通知やガイドライン、土壌汚染対策法に関するQ&Aにおいて補足事項も示していますので、併せてご参照ください。

1-3 調査・措置ガイドラインの改訂(調査関係)

調査に関する考え方について明確化、図表の追記等を実施。主な明確化内容は以下のとおり。

・P.42 土地の形質の変更における地盤面の考え方の明確化 (法第3条第7項、法第4条第1項関係)

(記載内容) 「土地の形質の変更に係る部分の深さ」について、深さの基準は土壌表面ではなく地盤面(コンクリート又はアスファルト等で被覆されている場合はその表面)である。

・P.202 地下浸透防止措置が行われている土地の人為等由来汚染のおそれに関する考え方の明確化(規則第3条の2関係)

(記載内容) 改正水濁法施行後(平成24年6月1日以降)に土壌汚染状況調査の方法による調査を行い、汚染状態に関する基準に適合していることが確認された場合は、地下浸透防止措置が行われている範囲について土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地として評価される。

・P.51等 指定の申請における試料採取深さの考え方の明確化(法第14条関係)

(記載内容) 法第4条第3項の命令発出前の法第14条の指定の申請において、試料採取等を行う深さの限定は認められていない。

※(その他) 地歴調査チェックリスト(Appendix-18)について全体的に再構成を実施

次に、土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドラインについて、平成31年4月1日に施行された改正土壌汚染対策法により変更された制度への対応や内容の充実の観点から、第3版について全体の見直しを行い、令和4年8月31日に公開した「改訂第3.1版」の改訂内容についてご紹介します。調査に関する考え方の明確化や図表の追記等を実施したもののうち、明確化した主な内容をスライドにお示ししています。

土地の形質の変更における地盤面の考え方、地下浸透防止措置が行われている土地の人為等由来汚染のおそれに関する考え方や指定の申請における試料採取深さの考え方について、新たにガイドラインに記載しました。

また、地歴調査チェックリスト（Appendix-18）については全体的に再構成を実施しました。

1-3 調査・措置ガイドラインの改訂(措置関係)

措置に関する考え方について明確化、図表の追記等を実施。主な明確化内容は以下のとおり。

・P.427 汚染除去等計画の添付図面に関する考え方の明確化 (規則第36条の3第2項関係)

(記載内容) 立面図は、例えば、実施措置を講ずるに当たり設置する水処理施設やオンサイト土壌処理施設、立入禁止措置において設置する囲いや標識等について、必要に応じて添付する。

・P.461 詳細調査に関する考え方の明確化(規則別表第8の1の項～3の項、4の項第2号、5の項～7の項、10の項第2号関係)

(記載内容) ここで、第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の深度調査は、・・・(中略)・・・幾つかの調査結果等により基準不適合となる試料採取深さが10mより浅いことが十分に想定される場合には、・・・(中略)・・・試料採取深さを10mよりも浅い深さで終了することを可能とする。

・P.527 地下水水質の測定における降雨による移動性が高い物質に関する措置完了の考え方の明確化(規則別表第8の1の項関係)

(記載内容) なお、被覆等により降雨浸透がない状態であった場所が、被覆等が取り除かれることにより降雨浸透がある状態となった場合、その後の地下水の水質の測定により、完了条件に必要な測定頻度や回数、期間を満たし、地下水濃度が地下水基準を超えるおそれがないことを確認したときは、実施措置完了の報告が可能である。

こちらのスライドでは、措置に関する考え方の明確化や図表の追記等を実施したもののうち、明確化した主な内容をお示ししています。

汚染除去等計画の添付図面に関する考え方、詳細調査に関する考え方や地下水水質の測定における降雨による移動性が高い物質に関する措置完了の考え方について、新たにガイドラインに記載しました。

その他主な改訂事項は環境省HPにて新旧対照表を示しておりますので、併せてご参照ください。また、詳細については改めて土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）をご確認ください。

2. 土壤汚染対策法の施行状況

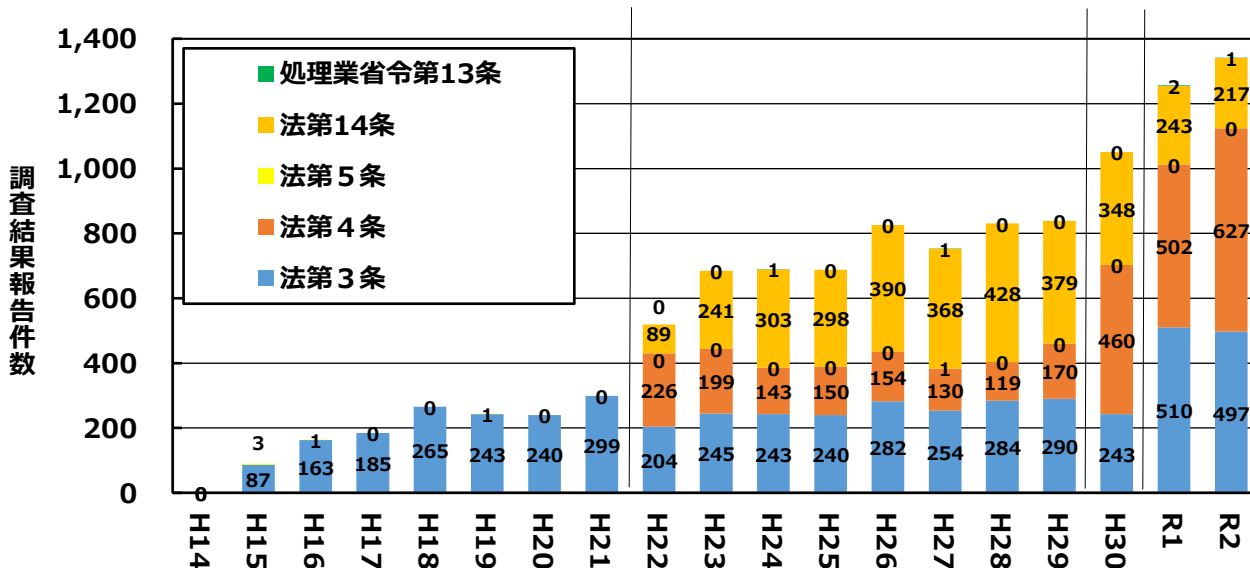
次に、土壌汚染対策法の施行状況について説明します。

なお、以降のデータは、土壌環境課で毎年実施している「土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査」の結果を整理したものです。

2-1 土壤汚染対策法に基づく土壤汚染の調査

- 平成21年改正（平成22年度施行）以降、**年間の調査結果報告件数が増加**
令和2年度：1,342件、累計：10,969件
（平成21年改正により、形質変更届出と自主調査申請が追加されたため）
- 平成30年度以降は、**法第4条の調査結果報告件数が大きく増加**。
（平成29年改正により、法第4条第2項の事前調査結果提出の規定が追加されたため）
- 有害物質使用特定施設の廃止件数のうち、**約2～3割で調査**
- 形質変更届出件数のうち、**約1%に調査命令**
- 自主調査による申請件数の全体に占める割合は約3割

H21改正法による施行 H29改正法による 第一段階施行 H29改正法による 第二段階施行



	R2	累計 ^{※1}	
法第3条	有害物質使用特定施設の廃止件数	817	17,749
	一時的免除件数	608	12,438
	形質変更届出件数	230	523
	調査命令件数	209	482
調査結果報告件数 ^{※2}		497	4,774
法第4条	形質変更届出件数	15,525	121,628
	調査命令件数	52	1,494
	調査結果報告件数 ^{※3}	627	2,880
調査命令件数		0	7
法第5条	調査結果報告件数	0	6
	都道府県知事自らが調査した件数	0	0
法第14条	申請件数（調査結果報告件数）	217	3,304
処理業省令	調査結果報告件数	1	5
調査結果報告件数 合計		1,342	10,969

※1 累計は旧法による調査結果報告も含む。

※2 R1より第8項に基づく調査結果報告を含む。

※3 H30より第2項に基づく調査結果報告を含む。

まず、法に基づく土壌汚染の調査結果です。

左下のグラフのとおり、平成21年の改正以降、調査結果報告件数が増加しています。これは、改正により、法第4条の土地の形質の変更の届出と、法第14条の自主調査による区域指定の申請の規定が追加されたためです。

また平成30年度から、法第4条の調査結果報告件数が大きく増加しました。これは、平成29年改正により、法第4条第2項の土地の形質変更における事前調査結果提出の規定が追加されたためです。

全体的な傾向を見てみますと右下の表のとおり、法第3条については、有害物質使用特定施設を廃止した件数のうち、約2～3割で調査が実施されています。残りの7～8割は、調査の一時的な免除を申請しています。法第4条については、土地の形質の変更の届出件数のうち、約1%に法第4条第3項の命令が出ています。法第14条の自主調査による申請件数は、全体の約3割となっています。

次に、要措置区域等の指定及び解除の推移です。

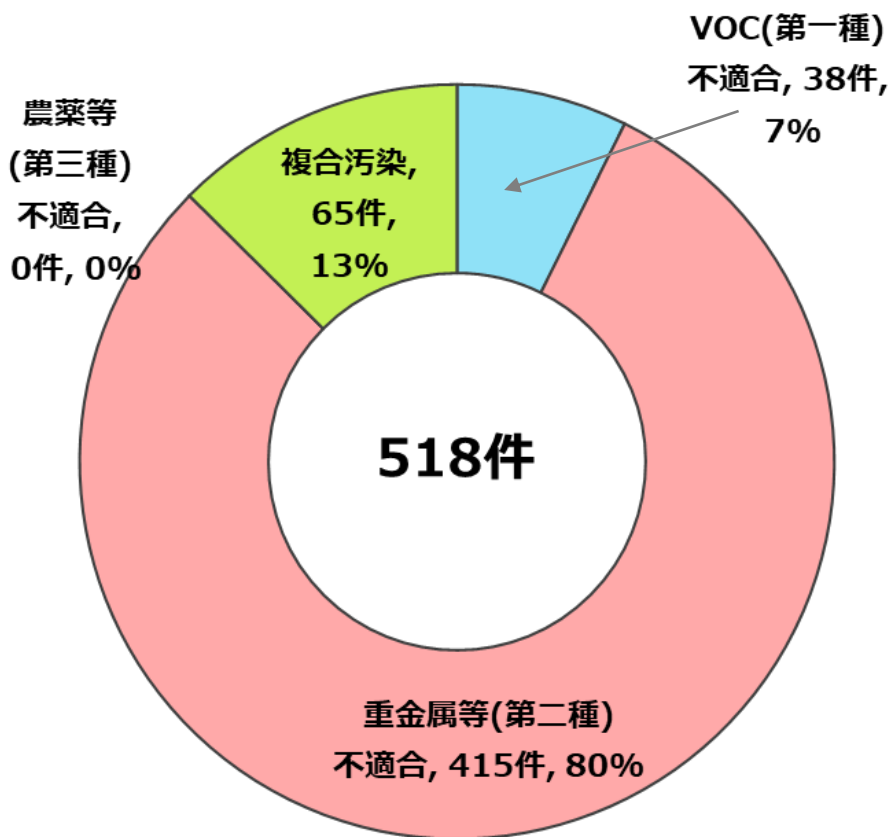
右上の図の折れ線グラフにおいて、赤色で示した要措置区域指定件数は横ばい、緑色で示した形質変更時要届出区域指定件数は増加していることから、これらを合計した要措置区域等の指定件数については、平成21年改正後に増加していることが分かります。

平成22年度以降に指定された区域の割合としては、要措置区域が約15%、形質変更時要届出区域が約85%となっています。

区域指定された後に汚染の除去等の措置を行って指定が解除された区域の割合は、平成21年改正前の53.6%から42.6%に減少しています。これは、汚染の除去等の措置を求められない形質変更時要届出区域の増加によるものと考えられます。

2-3 区域指定に係る特定有害物質・区域における措置

- 令和2年度の区域指定は
重金属等による汚染が80%と最多
- 複合汚染は13%



要措置区域等における措置において、掘削除去が占める割合は依然高い。

(形質変更時要届出区域においては8割以上)

実施措置		措置が実施された区域等	要措置区域 措置実施件数 (H22~R2 累計)	形質変更時 要届出区域 措置実施件数 (H22~R2 累計)	合計 (H22~R2 累計)	
に よ り 直 接 り 撮 り 取 る	舗装		20	191	211	
	立入禁止		22	71	93	
	土壌 入 換 え	区域外土壌入換え		5	46	51
		区域内土壌入換え		3	16	19
	盛土		4	79	83	
地 下 水 等 の 撮 り 取 る	地下水の水質の測定		236	275	511	
	原位置封じ込め		12	10	22	
	遮水工封じ込め		5	9	14	
	地下水汚染の拡大の防止		25	21	46	
	遮断工封じ込め		1	2	3	
	不 溶 化	原位置不溶化		10	5	15
		不溶化埋戻し		7	19	26
土 壌 汚 染 の 除 去	掘削除去 (全体に占める割合)		750 (76.7%)	3,143 (82.2%)	3,893 (81.1%)	
	原位置浄化		148	115	263	
その他			11	200	211	
回答事例数			978	3,823	4,801	

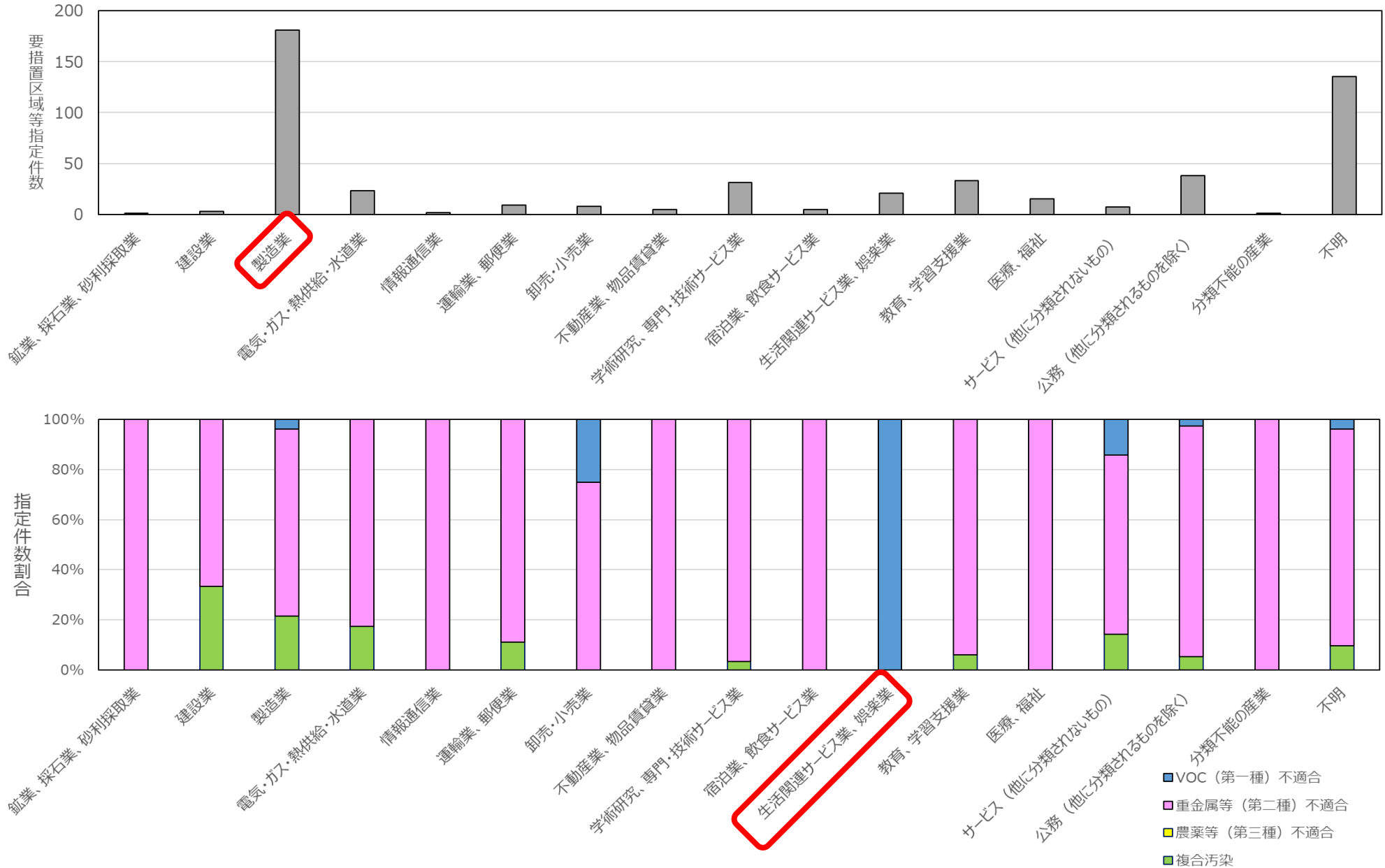
左の円グラフは、区域指定の事由となった特定有害物質の種類割合を示しています。

令和2年度では、第二種特定有害物質である重金属等による汚染が80%と最も多くなりました。

また、第一種特定有害物質と第二種特定有害物質による汚染や第二種特定有害物質と第三種特定有害物質による汚染などの複合汚染は13%でした。

右の表は、要措置区域等において行われた汚染の除去等の措置の状況を示しています。措置については、合理的な対策の推進（過剰な措置の排除）が求められているところですが、掘削除去が占める割合は依然高く、特に形質変更時要届出区域では8割以上を占めています。

2-4 業種区分別の要措置区域等指定件数(令和2年度)



要措置区域等の指定件数について 業種区分別での集計も行っています。

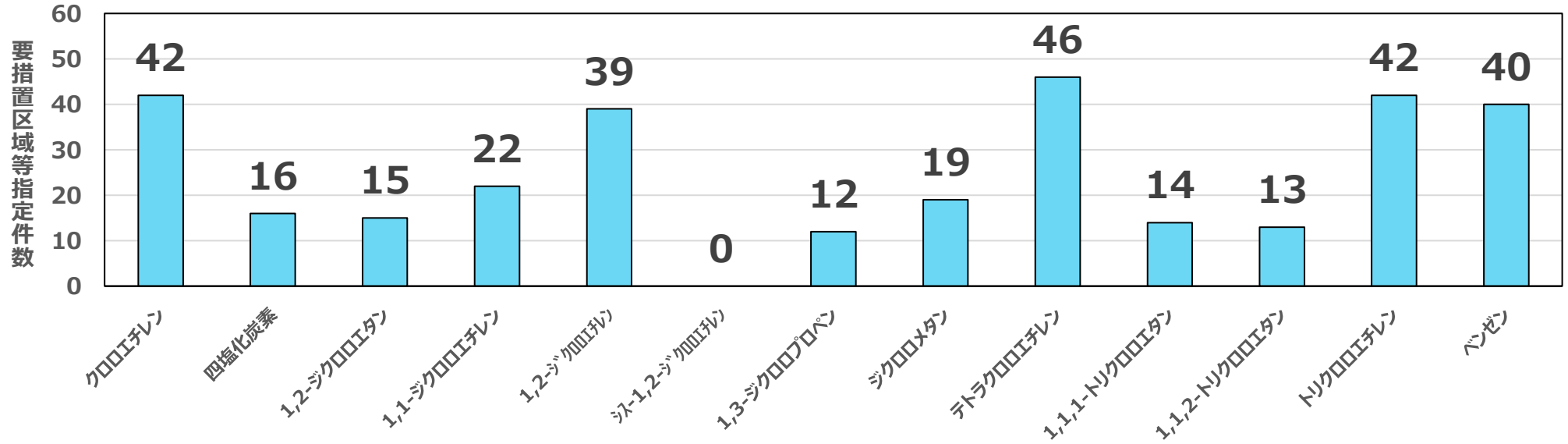
上の図のとおり、製造業の指定件数が最も多くなっています。

また、下の図のように、業種別に区域指定された物質の内訳を見ると、ほとんどの業種において第二種特定有害物質で指定された割合が高くなっています。

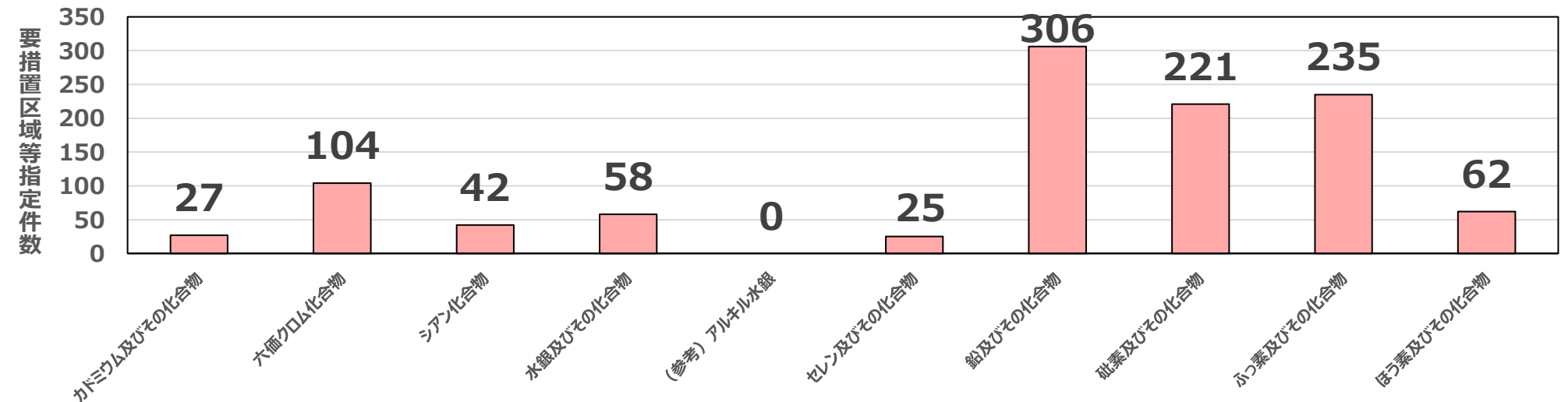
ただし、生活関連サービス業・娯楽業については、第一種特定有害物質で区域指定される割合が高いことが分かります。これは、クリーニング業等において第一種特定有害物質を含む有機溶剤を使用することが多いためと考えられます。

2-5 基準不適合物質別の要措置区域等指定件数(令和2年度)

VOC (第一種特定有害物質)



重金属等 (第二種特定有害物質)



要措置区域等の指定件数について、物質ごとに示します。

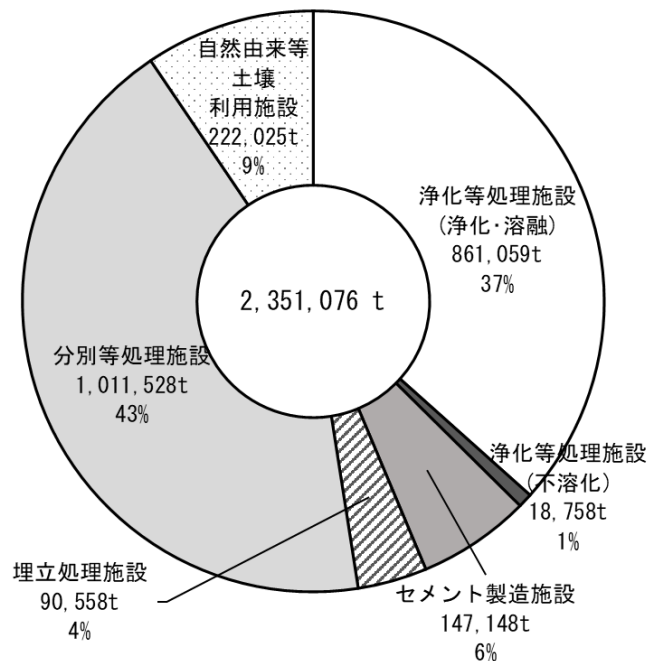
第一種特定有害物質では、クロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンが多くなっています。

第二種特定有害物質では、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物が多くなっています。これは自然由来の土壌汚染の影響も考えられます。

第三種特定有害物質については、PCBが最も多く10件、シマジン、有機りん化合物、チオベンカルブ、チウラムが各6件でした。

2-6 搬出した汚染土壌の処理

- 要措置区域等から搬出した汚染土壌を処理する場合は、**許可を受けた施設での処理が必要**（令和4年8月末時点で120事業場）
- 令和2年度には、**汚染土壌235万tが処理施設において処理された**
- 法対象外の土壌の一次処理量は309万t（汚染土壌と合わせると約544万t）



汚染土壌処理施設で処理された土量
(令和2年度 汚染土壌の一次処理)



浄化等処理施設 (60施設)



セメント製造施設 (21施設)

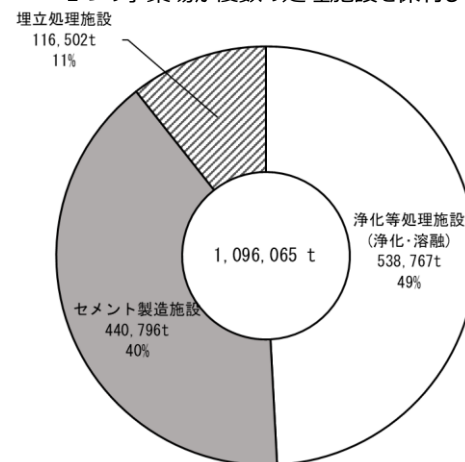


埋立処理施設 (41施設)



分別等処理施設 (48施設)

注・上記のほか、自然由来等土壌利用施設が1施設。
・1つの事業場が複数の処理施設を保有しているため、それぞれの施設の合計と合致しない。



汚染土壌処理施設で処理された土量
(令和2年度 汚染土壌の再処理)

※ 一次処理を行った汚染土壌のうち、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にあるものは、許可申請書に記載した別の汚染土壌処理で再処理を行わなければならない。

要措置区域等から搬出した汚染土壌を処理する場合は、都道府県知事等の許可を受けた施設での処理が必要となります。令和4年8月末時点で120事業場が許可を受けています。

汚染土壌の年間処理量について、令和2年度は法の対象となる土壌で約235万トン、対象とならない土壌は約309万トンで、合計約544万トンでした。

ここで、法の対象となる汚染土壌の処理方法の内訳を見ると、一次処理では浄化等処理施設（浄化・溶融）が約4割となっています。

また、一次処理を行った汚染土壌のうち、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にあるものは、さらに別の汚染土壌処理施設で再処理を行わなければなりません。約235万トンのうち約109万トンが再処理されており、一次処理された汚染土壌のうち半分程度が再処理されたことが分かります。

再処理では、浄化等処理（浄化・溶融）とセメント製造施設による処理で約9割を占めています。

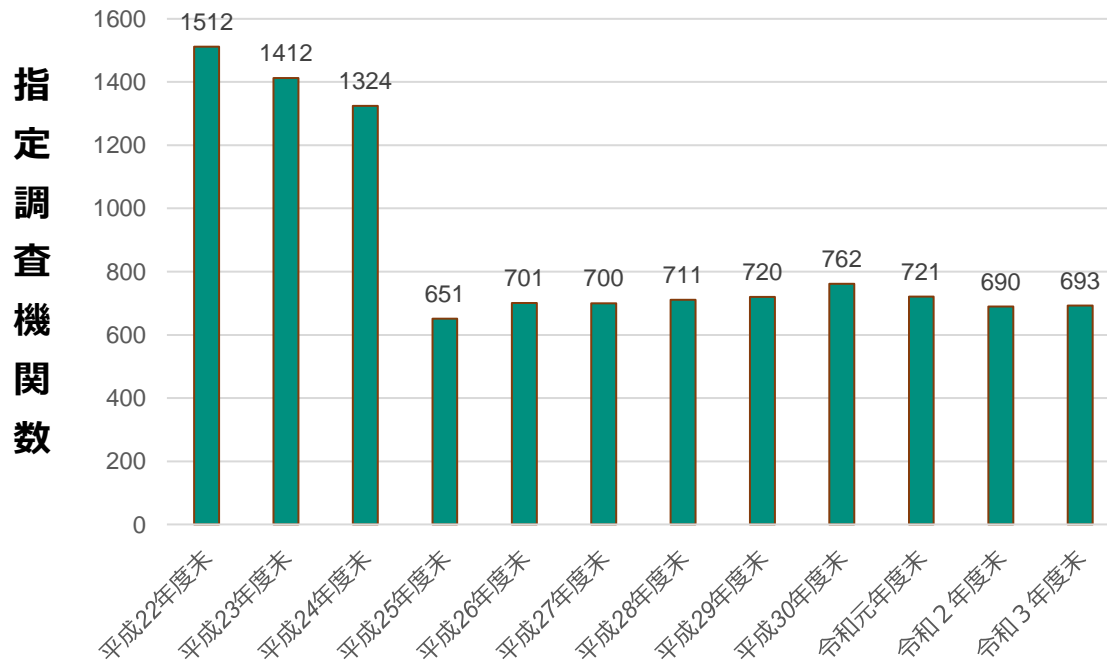
2-7 指定調査機関及び技術管理者の推移

土壤汚染状況調査等を行う者として、一定の技術的能力を有する者を環境大臣又は都道府県知事が指定。

法に基づく土壤汚染状況調査等は、指定調査機関のみが行うこととしている。

【指定調査機関】

- 指定の更新制度の導入（5年ごとにその更新を受けなければ指定は失効）
- 技術管理者の設置、技術管理者による監督義務（技術管理者は環境大臣が行う試験に合格した者）
- 指定調査機関の指定の基準（技術管理者の適正配置）
- 業務規程内容の充実及び帳簿の備付け義務



H21 改正法施行以降の指定調査機関数の推移

技術管理者試験状況

実施年度	合格者数	合格率
平成22年度	1,055	19.0%
平成23年度	381	10.8%
平成24年度	311	10.2%
平成25年度	324	15.9%
平成26年度	105	7.8%
平成27年度	181	13.7%
平成28年度	125	10.5%
平成29年度	205	19.2%
平成30年度	110	10.6%
令和元年度	56	6.4%
令和2年度	64	8.0%
令和3年度	51	6.4%
合計	2,968	

次に、法に基づく土壌汚染状況調査を実施する指定調査機関と、指定調査機関に必ず設置することとなっている技術管理者についてです。

土壌汚染状況調査等の実施に関して一定の技術的能力を有する者として、環境大臣又は都道府県知事が指定調査機関を指定します。法に基づく土壌汚染状況調査等は、指定調査機関のみが行うこととしています。

左下のグラフにあるとおり、現在は指定調査機関として700程度が指定されています。

指定調査機関には、土壌汚染状況調査等の技術上の管理をつかさどる者として、技術管理者を選任しなければなりません。技術管理者試験は国が平成22年度より実施しており、実施状況は右下の表のとおりです。

3. お知らせ

最後に、皆様へのお知らせとして、土壌汚染対策法に関する通知やガイドラインの改訂についてご紹介します。

3 通知及びガイドラインの公開

・「**土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令及び汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令の施行について（令和4年3月24日付け環境省水・大気環境局長通知 環水大土発第2202212号）**」の発出

令和4年3月の土壤汚染対策法施行規則に関する改正省令及び汚染土壌処理業に関する改正省令の公布を受けて、同月に通知を発出しました。「一定規模以上の土地の形質の変更に関する事前届出における添付書類」及び「汚染土壌処理施設に関する軽微な変更」に関する運用について記載しています。

・「**汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準の見直しについて（令和4年3月24日付け環境省水・大気環境局土壌環境課長通知 環水大土発第2203241号）**」の発出

令和4年3月に「汚染土壌処理施設の運転・維持・管理に関する実務経験」に関する運用について見直しを行い、通知を発出しています。

・**汚染土壌の処理業に関するガイドラインの改訂**

令和4年7月の汚染土壌処理業に関する改正省令の施行等を受けて、同月に改訂第4.2版を公開しました。主な変更点は、「汚染土壌処理業の許可内容変更」及び「汚染土壌処理施設の運転・維持・管理に関する実務経験」に関する部分の追記です。

・**調査及び措置に関するガイドラインの改訂**

平成31年4月1日に施行された改正土壤汚染対策法から変更された制度への対応や内容の充実の観点から、全体の見直しを行い、令和4年8月に改訂第3.1版を公開しました。

令和4年3月の土壤汚染対策法施行規則に関する改正省令及び汚染土壤処理業に関する改正省令の公布を受けて、「一定規模以上の土地の形質の変更に関する事前届出における添付書類」及び「汚染土壤処理施設に関する軽微な変更」の運用に関する通知を同月に発出しました。

同じく令和4年3月に「汚染土壤処理施設の運転・維持・管理に関する実務経験」に関する運用について見直しを行い、通知を発出しています。

また、令和4年7月の汚染土壤処理業に関する改正省令の施行等を受けて、同月に汚染土壤の処理業に関するガイドラインの改訂第4.2版を公開しました。主な変更点は、「汚染土壤処理業の許可内容変更」及び「汚染土壤処理施設の運転・維持・管理に関する実務経験」に関する部分の追記です。

さらに、第1章でご紹介したように、調査及び措置に関するガイドラインについて全体の見直しを行い、令和4年8月に改訂第3.1版を公開しました。

① 土壌環境対策全般

<https://www.env.go.jp/water/dojo.html>

② ガイドライン・マニュアル等

(「土壌汚染対策法ガイドライン」、「自主申請活用の手引き」、「区域内措置優良化ガイドブック」等)

<https://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html>

③ 法律、政令、省令、告示、通知

<https://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html>

参考情報(告示①)

	文書名・発出日・文書番号	概要
1	土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件 (平成15年3月6日環境省告示第16号 最終改正 令和2年3月30日環境省告示第35号)	施行規則第6条第2項第1号に規定する土壌中の気体又は地下水の採取の方法及び同項第2号に規定する気体に含まれる試料採取等対象物質の量の測定の方法
2	地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件 (平成15年3月6日環境省告示第17号 最終改正 令和2年4月2日環境省告示第45号(令和3年4月1日施行))	施行規則第6条第2項第2号の環境大臣が定める地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法
3	土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件 (平成15年3月6日環境省告示第18号 最終改正 令和2年4月2日環境省告示第46号(令和3年4月1日施行))	施行規則第6条第3項第4号の環境大臣が定める土壌溶出量調査に係る測定方法
4	土壌含有量調査に係る測定方法を定める件 (平成15年3月6日環境省告示第19号 最終改正 令和2年3月30日環境省告示第35号)	施行規則第6条第4項第2号の環境大臣が定める土壌含有量調査に係る測定方法
5	負担能力に関する基準を定める件 (平成16年1月30日環境省告示第4号 最終改正 平成31年1月30日環境省告示第9号)	施行令第8条第1項の環境大臣が定める負担能力に関する基準
6	汚水が地下に浸透することを防止するための措置を定める件 (平成22年3月29日環境省告示第24号 改正 平成31年1月30日環境省告示第15号)	汚染土壌処理業に関する省令第4条第1号ルの環境大臣が定める汚水が地下に浸透することを防止するための措置
7	大気有害物質の量の測定方法を定める件 (平成22年3月29日環境省告示第25号 改正 平成31年1月30日環境省告示第16号)	汚染土壌処理業に関する省令第4条第1号ヲの環境大臣が定める大気有害物質の量の測定方法

参考情報(告示②)

	文書名・発出日・文書番号	概要
8	<p>土壌汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する区域内の帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準を定める件 (平成23年7月8日環境省告示第54号 改正 平成31年1月30日環境省告示第14号)</p>	<p>施行規則第53条第1号ロの環境大臣が定める同令第58条第5項第12号に該当する区域内の帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準</p>
9	<p>土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準を定める件 (平成31年1月29日環境省告示第5号) ※要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為の施行方法の基準を定める件(平成23年環境省告示第53号)は廃止</p>	<p>施行規則第40条第2項第1号の環境大臣が定める土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準</p>
10	<p>要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める件 (平成31年1月29日環境省告示第6号)</p>	<p>施行規則第40条第2項第3号の環境大臣が定める要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法</p>
11	<p>自然由来等土壌構造物利用施設に係る事業場からの自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するための措置を定める件 (平成31年1月29日環境省告示第7号 改正 令和3年3月26日環境省告示第21号)</p>	<p>汚染土壌処理業に関する省令第4条第1号トの環境大臣が定める自然由来等土壌構造物利用施設に係る事業場からの自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するための措置</p>
12	<p>浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める件 (平成31年1月29日環境省告示第8号)</p>	<p>汚染土壌処理業に関する省令第5条第22号イの環境大臣が定める浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法</p>

参考情報(通知①)

	文書名・発出日・文書番号	概要
1	<p>土壤汚染対策法第3条第8項の土壤汚染状況調査及びその結果の報告の命令に係る聴聞又は弁明の機会の付与について (令和2年11月25日付け環水大土発第2011251号)</p>	<p>法第3条第8項の命令の発出に係る行政手続法第13条第1項の聴聞又は弁明の機会の付与の取扱い</p>
2	<p>土壤の汚染に係る環境基準の見直し及び土壤汚染対策法の特定有害物質の基準の見直しに伴う土壤汚染対策法の運用等について (令和2年9月29日付け環水大土発第2009292号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・カドミウム及びトリクロロエチレンに係る土壤環境基準の見直し ・カドミウム等に係る法の特定有害物質の基準の見直し等に伴う法の制度運用等
3	<p>土壤汚染対策法における汚染の除去等の措置の完了条件及び要措置区域等内の土地の土壤を土壤汚染対策法の対象から外すための認定について (令和元年12月5日付け環水大土発第1912051号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年4月1日(以下、施行日)より前に改正法による改正前の法第7条第1項の規定による指示を受けた者が地下水の水質の測定の措置を講じている場合の措置の完了条件 ・施行日より前に区域指定された要措置区域等に施行日以降に搬入された土壤の認定
4	<p>土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について (平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号 改正 令和4年3月24日付け環水大土発第2202212号)</p>	<p>平成29年改正法の全面施行に伴う施行通知 ※令和4年3月24日付けで、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令、汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令(令和4年3月24日公布)に関する部分を改正</p>
5	<p>土壤の汚染に係る環境基準の見直し及び土壤汚染対策法の特定有害物質の見直し等に伴う土壤汚染対策法の運用について (平成31年3月1日付け環水大土発第1903016号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1,2-ジクロロエチレンに係る土壤環境基準の設定 ・1,2-ジクロロエチレンに係る法の特定有害物質の見直し等に伴う法の制度運用等
6	<p>汚染土壌の運搬に関する基準等について (平成31年3月1日付け環水大土発第1903017号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染土壌の運搬に関する基準 ・運搬に関する基準に違反した場合の措置命令
7	<p>汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について (平成31年3月1日付け環水大土発第1903018号 改正 令和4年3月24日付け環水大土発第2203241号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染土壌処理業の許可 ・汚染土壌の処理に関する基準 ・汚染土壌処理業の譲渡及び譲受、合併及び分割並びに相続の承認 <p>※令和4年3月24日付けで、汚染土壌処理施設の運転、維持及び管理に関する実務経験の部分を改正</p>

参考情報(通知②)

	文書名・発出日・文書番号	概要
8	自然由来による土壌汚染に係る法第4条第3項の調査命令発動要件について (平成31年3月1日付け環水大土発第1903019号)	自然由来による土壌汚染に係る法第4条第3項の調査命令発出に係る施行規則第26条第5号の該当性判断
9	土壌汚染状況調査における地歴調査について (平成24年8月17日付け環水大土発第120817003号 改正 令和4年8月31日付け環水大水発第2208311号)	法第3条、第4条、及び第5条の地歴調査チェックリスト ※令和4年8月31日付けで、 全体的に再構成
10	土壌の汚染に係る環境基準の追加及び地下水の水質汚濁に係る環境基準における項目名の変更並びに土壌汚染対策法の特定有害物質の追加等に伴う土壌汚染対策法の運用について (平成28年4月15日付け環水大土発第1604151号)	<ul style="list-style-type: none"> ・クロエチレン及び1,4-ジオキサンに係る土壌環境基準の設定並びに塩化ビニルモノマーに係る地下水環境基準の項目名の変更 ・クロロエチレンの特定有害物質への追加等に伴う法の運用
11	1,1-ジクロロエチレンに係る土壌汚染対策法施行規則第31条第1項の基準等の改正に伴う土壌汚染対策法の運用について (平成26年8月1日付け環水大土発第1408011号)	1,1-ジクロロエチレンに関する汚染状態に係る基準等の見直しに伴う法の運用
12	土壌汚染対策法第3条第2項に基づく通知等の運用について (平成24年3月12日付け環水大土発第120312002号)	法第3条第2項に基づく通知及び法第7条第1項に基づく指示の行政処分性
13	土壌汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれのない体制の整備について (平成22年11月16日付け環水大土発第101116002号)	土壌汚染状況調査等の公正な実施に当たり、指定調査機関において留意すべき事項
14	土壌汚染対策法第3条第1項の土壌汚染状況調査について (平成15年5月14日付け環水土発第030514001号)	<ul style="list-style-type: none"> ・法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設の考え方 ・有害物質使用特定施設が商業施設の1テナントにより設置されている場合等の調査の方法 ・同一の工場・事業場の敷地として利用されることを理由とする法第3条第1項ただし書の確認 ・一連の工場・事業場の範囲